



金沢市公報

第2530号の2

平成18年(2006年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●条 例			(こども福祉課) 7
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課)	1	○老人等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	7
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	2	○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院)	8
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	3	○金沢市駅前広場条例及び金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	9
○金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例 (国際文化課)	4	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	9
○金沢市印鑑条例の一部を改正する条例 (市民課)	5	○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (消防総務課)	16
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (保険年金課)	6		
○金沢市児童館条例の一部を改正する条例			

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第58号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙区の項中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に改め、同表第3選挙区の項中「須崎町」を「須崎町 かたつ」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「尾張町2丁目」の次に「、袋町」を加える。

別表第3中「須崎町」の次に「、かたつ」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に改める。

別表第3中「須崎町」を「須崎町 かたつ」に改める。

(金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例(平成18年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち金沢市農業委員会条例別表の改正規定中「尾張町2丁目」を「尾張町2丁目 袋町」に、「須崎町」を「須崎町 かたつ」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第59号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第65号の項の次に次のように加える。

(65)の2 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例(平成18年石川県条例第33号)第18条の規定に基づくふぐ処理営業の許可の申請に対する審査	1件につき 6,000円
(65)の3 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例第21条第3項の規定に基づくふぐ処理営業の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
(65)の4 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例第21条第4項の規定に基づくふぐ処理営業の許可証の再交付	1件につき 3,000円

別表第79号の2の項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、同表第116号の項の次に次のように加える。

(116)の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、420,000円とする。 ア 宅地造成に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切
--	--

	<p>土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に於じ、前号に定める当該手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>イ 新たな土地の編入に係る宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に於じ、前号に定める当該手数料の金額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
--	--

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表第79号の2の項の改正規定は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から、同表に第116号の2の項を加える改正規定は宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（平成18年法律第30号）の施行の日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第60号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 (仮称) 金沢市立第2田上小学校 」 を 「 金沢市立杜の里小学校 」

に改める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第61号

金沢21世紀美術館条例及び金沢能楽美術館条例の一部を改正する条例

(金沢21世紀美術館条例の一部改正)

第1条 金沢21世紀美術館条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 金沢能楽美術館条例(平成18年条例第1号)別表第1に定める共通観覧料を納入した者に対する第1項の規定の適用については、当該共通観覧料の納入により同項の美術作品(コレクション展によるものに限る。)を観覧しようとする日に限り、同項の規定による観覧料(コレクション展の観覧料に限る。)を納入した者とみなす。

別表第2の表を次のように改める。

区 分			金 額	
			個 人	団 体
コレクション展	普通観覧料	一般	350円	280円
		大学生	280円	220円
		高齢者		280円
	共通観覧料	一般		500円
		大学生及び 高齢者		450円
特別展観覧料			2,000円の範囲内でその都度市長が定める額	

別表第2の備考第2項を次のように改める。

- 2 「特別展観覧料」とは、美術館が展示する美術作品(美術館が企画する特別な展示によるものに限る。)を観覧する場合の観覧料をいう。

別表第2の備考中第7項を第9項とし、第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 「普通観覧料」とは、美術館が展示する美術作品(コレクション展によるものに限る。次項において同じ。)を観覧する場合の観覧料をいう。

- 4 「共通観覧料」とは、美術館が展示する美術作品と金沢能楽美術館の展示資料(特別展示によるものを除く。)とを同日中に観覧する場合の観覧料をいう。

(金沢能楽美術館条例の一部改正)

第2条 金沢能楽美術館条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「高校生」の次に「(高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）別表第2に定めるコレクション展の共通観覧料を納入した者に対する第1項の規定の適用については、当該共通観覧料の納入により同項の展示資料を観覧しようとする日に限り、同項の規定による観覧料（次条第2項の規定による観覧料を除く。）を納入した者とみなす。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

区 分		金 額	
普通観覧料	団体	1人につき 250円（高齢者にあつては、200円）	
	個人	高齢者	200円
		大学生及び一般	300円
共通観覧料	個人	高齢者及び大学生	450円
		一般	500円

備考

- 「普通観覧料」とは、美術館の展示資料（特別展示によるものを除く。次項において同じ。）を観覧する場合の観覧料をいう。
- 「共通観覧料」とは、美術館の展示資料と金沢21世紀美術館の美術作品（コレクション展によるものに限る。）とを同日中に観覧する場合の観覧料をいう。
- 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 「大学生」とは、大学及び短期大学に在学する学生並びにこれらに準ずる者のうち、高齢者以外の者をいう。
- 「一般」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者のうち、高校生、大学生及び高齢者以外の者をいう。

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

附 則

- この条例は、平成18年10月7日から施行する。
- 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第6条並びに」を「第6条第1項並びに」に改める。

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第62号

金沢市印鑑条例の一部を改正する条例

金沢市印鑑条例（平成8年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第63号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改める。

第16条第1項中「300,000円」を「350,000円」に改める。

第19条の3第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則第3項に見出しとして「（平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）」を付し、同項中「平成17年度」を「平成18年度」に改め、「同条第1号中」の次に「、「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法（以下「平成18年改正前国保法」という。）第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、「」を加え、「法附則第16項」を「平成18年改正前国保法附則第17項」に改め、「相当する額」との次に「、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と」を加え、「法附則第15項」を「平成18年改正前国保法附則第16項」に改める。

附則第22項を附則第23項とし、附則第16項から附則第21項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第11項から附則第13項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第10項中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第4項から附則第6項までを1項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の1項を加える。

(平成19年度から平成21年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

- 4 平成19年度から平成21年度までの各年度における第19条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定は、出産の日が平成18年10月1日以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が同日前である被保険者及び被保険者であった者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条の3及び附則第4項の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料について適用し、平成18年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第64号

金沢市児童館条例の一部を改正する条例

金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条の表金沢市立西南部児童館の項を次のように改める。

金沢市立西南部児童館	金沢市八日市出町815番地
------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

老人等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第65号

老人等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(老人等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 老人等の医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の次に「又は生活療養」を加える。

(子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の老人等の医療費の助成に関する条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例第5条の規定は、平成18年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月21日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第66号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1医科診療報酬点数表、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」を「健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による定め及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下これらを「診療報酬の算定方法」という。)、健康保険法第85条第2項及び老人保健法第31条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準並びに健康保険法第86条第2項第1号の規定による定め及び老人保健法第31条の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に改める。